法定後見の活用

法定後見の活用は、次のようなメリットがあります。

（１）判断能力が不十分の方には、ご自分の権利と安全が守られます。

（２）親族の方には、（後見人が業務を行うことにより）過大な負担が軽減されます。

（３）地域住民にとって、豊かな地域社会が実現します。

法定後見が活用されるには、まず、家庭裁判所に審判の申し立てをする必要があります。

私たちＮＰＯ法人 名古屋成年後見センターは、申立てを支援します。

自分一人での申立てに不安を感じる方には、会員の弁護士・司法書士を紹介します。

まず、ご相談下さい。（無料です）また、名古屋市は成年後見制度利用支援事業をおこなっています。

■成年後見申立ての手続

「どこの家庭裁判所か」

申立ては、本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所にします。

「申立てをすることが出来る人は」

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人、市区町村長などです。

※四親等内の親族とは、主に次の人たちです。

(1)親、祖父母、子、孫、ひ孫。

(2)兄弟姉妹、甥、姪。

(3)おじ、おば、いとこ（いとこの配偶者は親族ではないので申立てはできません）

(4)配偶者の親・子・兄弟姉妹。

「申立てに必要な書類」

※戸籍謄本等は３か月以内のもの。

（１）申立書類

※下記の用紙は家庭裁判所の窓口で入手できます。

□申立書

□申立事情説明書、親族関係図

□本人の財産目録及びその資料（不動産登記簡謄本等し預貯金通帳の写し等）

□本人の収支状況報告書及びその資料（領収書の写し等）

□後見人等候補者事情説明書

(2)本人についての書類

□戸籍謄本。

□住民票（世帯全部、省略のないもの）

□後見登記されていないことの証明書（名古屋法務局で発行されます）。

名古屋成年後見センター
成年後見制度とは、知的障害の方、あるいは自分や親の世代が高齢のため判断力が不十分になった時に、法律面や生活面で保護したり支援してくれる制度です。
https://seinenkouken.org

□　診断書（成年後見用）※診断書の用紙は窓口で入手できます。

□受療手帳の写し＝受療手帳（療育手帳）をお持ちの場合。

(3)成年後見人等候補者（成年後見人等に立候補する人）についての書類

□戸籍謄本

□住民票（世帯全部、省略のないもの）

※候補者がいなくても申立は出来ます。

(4)申立人についての書類（成年後見人等候補者と同じ人の場合は重複して提出する必要なし）

□戸籍謄本（申立人と本人とが親・祖とおじ・おばの関係、いとこ同士、孫と祖父母の関係等の場合、申立てできる人か否かの確認のため、両者の関係がわかる（つながる）戸籍謄本がさらに必要です）

(5)費用

費用申立て時に納めます。

□収入印紙８００円

□登記印紙４，０００円

□郵便切手４，３００円（内訳５００円切手×５枚、８０円切手×２０枚、１０円切手×２０枚）

□鑑定費用１０万円（診断書に具体的金額が記入されている場合はその金額）

■手続きの流れ

＜家庭での手続き相談：必要な書類の入手＞

[redacted]

名古屋成年後見センター
成年後見制度とは、知的障害の方、あるいは自分や親の世代が高齢のため判断力が不十分になった時に、法律面や生活面で保護したり支援してくれる制度です。
https://seinenkouken.org

<申立て：提出書類のチェック>

<事情聴取：提出書類の内容説明>

<面談・親族への意向照会・本人面談>

審理

審判

審判確定

※審理期間：３ヶ月以内が51%、４ヶ月以内が67%。

※名古屋家庭裁判所：電話052-223-3411（代表）住所：名古屋市中区三の丸1-7-1

http://www.courts.go.jp/nagoya/about/syozai2/nagoyamain.html

◆行き方◆

地下鉄…名城線市役所駅（５番出口）から西550m／鶴舞線丸の内駅（１番出口）から北400m

[redacted]